平成２３年（フ）第３４号
青森県黒石市青山75番地２　ロック青山６号
債務者　笹森　雅子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８１号
長野県上田市常入１丁目14番49号　カーザはぎ105号室、住民票上の住所長野県須坂市大字小河原3711番地８
債務者　三田　賢広
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３７号
長野県上田市殿城316番地４
債務者　宮之上秀子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３５号
和歌山県御坊市薗32番地４、前住所和歌山県日高郡日高川町大字高津尾1067番地
債務者　小川　英己
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第２０号
松江市大正町431番地
債務者　福間　喜昭
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１号
福島県いわき市平字胡摩沢101番地の７
債務者　助川　憲雄
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９６５３号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番９―1005号
債務者　遠山　洋一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５０号
大阪府吹田市千里丘上12番19号
債務者　梶山　忠義
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９３号
大阪市東淀川区相川２丁目24番29号　プルス相川201号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目14番４号　リーフいのうえ301号室
債務者　杣田　廣嗣
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３６号
大阪市東淀川区菅原７丁目５番１号　新菅原マンション201号
債務者　丹　　和男
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５４号
大阪市大正区平尾３丁目22番７号
債務者　渡口　紘史
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１号
大阪市旭区新森５丁目５番13号　ジャルダン山本302
債務者　浅井　和義
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４８号
大阪市平野区加美東２丁目２－３　ＳＫＴ製作所内、住民票上の住所奈良県天理市三昧田町413番地１
債務者　カツミ工業社こと　清家　徳一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４号
大阪府八尾市高美町６丁目２番６―307号
債務者　菊地　弘美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１１号
大阪府高槻市深沢町２丁目３番６―202号
債務者　俵屋　典子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３０号
大阪府茨木市新中条町８番19―406号
債務者　長嶋　雅之
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部